二十七　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表五三の項を次のように改める。

53	削除

二十八　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

第一項の表八四の項を次のように改める。

84	削除

第一項の表一二七の項を次のように改める。

127	削除

第二項の表七の項を削る。

二十九　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七一の項を次のように改める。

71	削除

第一項の表九七の項を次のように改める。

97	削除

三十　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

三十一　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

三十二　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八三の項から八六の項までを次のように改める。

83	削除
84	削除
85	削除
86	削除

第一項の表九二の項及び九三の項を削る。

三十三　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四三の項を次のように改める。

43	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

68	削除

第一項の表八一の項及び八二の項を次のように改める。

81	削除
82	削除

第一項の表九一の項及び九二の項を次のように改める。

91	削除
92	削除

第一項の表九四の項から九七の項までを削る。

三十四　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四九の項を次のように改める。

49	削除

第四項の表六の項を次のように改める。

6	(1)　兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪谷1073 (247.50) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町2－2 (626.00)	北緯34度42分41秒東経135度05分16秒の地点と北緯34度42分42秒東経135度05分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度42分42秒東経135度05分19秒の地点と北緯34度42分44秒東経135度05分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度42分45秒東経135度05分40秒の地点と北緯34度43分44秒東経135度11分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度43分44秒東経135度11分32秒の地点と北緯34度43分48秒東経135度11分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域